

第2章 指定可燃物の貯蔵及び取扱いの運用

第1節 趣旨

指定可燃物の貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準は、条例及び予防規則によるほか、この運用指針によるものとする。

第2節 指定可燃物の特性

指定可燃物とは、火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火活動が著しく困難となるものとして、条例別表第2の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。

第1 品名の区分

- 1 綿花類に該当するものは、条例別表第2備考第1号に規定するもののほか、次によるものとする。

- (1) トップ状の繊維とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて1本1本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいう。
- (2) 綿花類には、天然繊維、化学繊維の別なく含まれる。
- (3) 羽毛は綿花類に該当する。
- (4) 不燃性又は難燃性でない羊毛は綿花類に該当するが、鉄メされた羊毛は綿花類に該当しない。
- (5) 不燃性又は難燃性の繊維は、次のものが該当する。

ア 不燃性のものとしては、石綿、ガラス等の無機質の繊維がある。

イ 難燃性のものとしては、塩化ビニリデン系の繊維がある。

- 2 木毛及びかんなくずに該当するものは、次によるものとする。

- (1) 木毛には、木材を細薄なひも状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材だけに限らず、木綿（もくめん）、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）等も該当する。
- (2) かんなくずとは、手動又は電動かんなを使用して木材を表面加工する際に出る木くずの一種をいう。なお、製材所等の製材過程で出る廃材、おがくず及び木端はかんなくずに該当せず、木材加工品及び木くずに該当する。

- 3 ぼろ及び紙くずに該当するものは、条例別表第2備考第2号に規定するもののほか、次によるものとする。

ぼろ及び紙くずとは、繊維製品並びに紙及び紙製品で、それらの製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいい、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣類等が該当する。

4 糸類に該当するものは、条例別表第2備考第3号に規定するもののほか、次によるものとする。

糸類とは、紡績工程後の糸及びまゆをいい、綿糸、毛紡毛糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸等があり、合成樹脂の釣り糸も該当する。また、不燃性、難燃性でない毛糸は、糸類に該当する。

5 わら類に該当するものは、条例別表第2備考第4号に規定するもののほか、次によるものとする。

- (1) わら類には、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。
- (2) 乾燥藁とは、藁草を乾燥したものをいい、畳表、ゴザ等がこれに含まれる。
- (3) こも包葉たばこ、たる詰葉たばこ、製造たばこは、わら類に該当しない。

6 再生資源燃料には、条例別表2備考第5号に規定するものとして RDF、RPF、汚泥乾燥・固形燃料等が該当するほか、次によるものとする。

- (1) RDF (Refuse Derived Fuel) 廃棄物固形化燃料・ごみ固形化燃料

家庭から出される塵埃ごみ等の一般廃棄物（生ごみ等）を原料として成形、固化され、製造されたもので、燃料等の用途に使用されるもの

- (2) RPF (Refuse Paper and Plastic Fuel)

廃プラスチックと古紙、廃材、繊維くず等を原料として成形、固化され、製造されたもので、燃料等の用途に使用されるもの

- (3) 汚泥乾燥・固形燃料

下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加する場合あり）として製造され、燃料等の用途に使用されるもの

- (4) 再生資源燃料に該当するものには、種々のものが考えられるが、製造されたものの一部が燃料用途以外に使用されるものであっても、これらを含め再生資源燃料に該当する。
- (5) 合成樹脂類のタイヤを裁断して燃料とした場合や木材加工品及び木くずを成形して燃料とした場合にあつては、既に指定されている指定可燃物としての火災危険性に変化を生じないことから、再生資源燃料には該当しない。

7 可燃性固体類に該当するものは、条例別表第2備考第6号に規定するもののほか、次によるものとする。

- (1) 可燃性固体類には、オークレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル等が該当する。
- (2) 条例別表第2備考第6号の燃焼熱量及び融点については、JIS K 2279「原油及び石油製品－発熱量試験方法及び計算による推定方法」、JIS K 0064「化学製品の融点及び溶融範囲測定方法」によること。

- 8 石炭、木炭類に該当するものは、条例別表第2備考第7号に規定するもののほか、次によるものとする。
- (1) 石炭は、無煙炭、瀝青炭、褐炭、亜炭、泥炭等で天然に産するものをいい、木炭には木を焼いて人為的にこしらえたものが該当する。石炭を乾留して生産されるコークスも該当する。
 - (2) 練炭は、粉状の石炭、木炭を混合して成形した燃料で、豆炭や炭団もこれに該当する。
 - (3) 天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンプラック）は該当しない。
- 9 木材加工品及び木くずに該当するものは、次によるものとする。
- (1) 製材した木材、板、柱、半製品（製材した木材、板等を用いて組み立てたもので完成品の一部品となるもの）及び完成した家具類等は、木材加工品に該当する。
 - (2) 原木（立ち木を切り出した丸太の状態のもの）は木材加工品に該当しない。ただし、丸太のままで使用する電柱材、木箱、建築用足場は、木材加工品に該当する。
 - (3) 水中に貯蔵している木材は、木材加工品に該当しないものとする。
 - (4) 廃材及びおがくずは木くずに該当するが、軽く圧して水分があふれる程度浸漬されたものは該当しない。
 - (5) 防災処理された木材加工品は、不燃性又は難燃性を有していない限り、木材加工品に該当する。
- 10 合成樹脂類に該当するものは、条例別表第2備考第9号に規定するもののほか、次によるものとする。
- (1) 合成樹脂とは、石油などから化学的に合成される複雑な高分子物質で樹脂状のものの総称をいう。熱を加えると軟化し、冷却すると固化する熱可塑性樹脂と、加熱成型後さらに加熱すると硬化して不溶不融の状態となる熱硬化性樹脂に分かれる。熱可塑性樹脂としては、塩化ビニル樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン等があり、熱硬化性樹脂としては、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フタル酸樹脂、ポリエステル樹脂、ケイ素樹脂、エポキシ樹脂等が該当する。
 - (2) 合成樹脂類のうち、発泡させたものとは、概ね発泡率6以上のものをいい、梱包等に用いられる発泡スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当する。なお、発泡ビーズは可燃性固体類に該当する。
 - (3) 条例別表第2備考第9号に規定する合成樹脂類の不燃性又は難燃性の判断については、JIS K 7201-2「プラスチック—酸素指数による燃焼性の試験方法—第2部：室温における試験」に基づいて行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が26以上（材料が燃焼を持続するのに必要な最低酸素濃度（容量パーセント）が26パーセント以上）のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う。

- (4) 粉粒状又は融点の低い合成樹脂の不燃性又は難燃性の試験方法については、「粉粒状又は融点の低い合成樹脂の試験方法（平成7年5月31日消防危第50号別記1）」により行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱う。

ア 酸素指数26未満の合成樹脂の主な例

一般的に使用される合成樹脂類
アクリロニトリル・スチレン共重合樹脂（AS） アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂（ABS） エポキシ樹脂（EP）・・・接着剤以外のもの 不飽和ポリエステル樹脂（UP） ポリアセタール（POM） ポリウレタン（PUR） ポリエチレン（PE） ポリスチレン（PS） ポリビニルアルコール（PVAL）・・・粉状（原料等） ポリプロピレン（PP） ポリメタクリル酸メチル（PMMA、メタクリル酸樹脂）

※ 難燃化により酸素指数が26以上のものがあるので留意すること。

※ （ ） 書きは、略号又は別名を示す。

イ 酸素指数26以上又は液状の合成樹脂の主な例

一般的に使用される合成樹脂類
フェノール樹脂（PF） フッ素樹脂（PFE） ポリアミド（PA） ポリ塩化ビニリデン（PVDC、塩化ビニリデン樹脂） ポリ塩化ビニル（PVC、塩化ビニル樹脂） ユリア樹脂（UF） ケイ素樹脂（SI） ポリカーボネート（PC） メラミン樹脂（MF）・・・球状（原料等） アルキド樹脂（ALK）・・・液状

※ （ ） 書きは、略号又は別名を示す。

(5) 合成樹脂製品には、合成樹脂を主体とした製品で他の材料を伴う製品（靴、サンダル、電気製品等）であって、合成樹脂が容積又は重量において 50 パーセント以上を占めるものが該当する。なお、再生資源燃料に該当する場合は合成樹脂の容積又は重量にかかわらず、再生資源燃料として取り扱う。

(6) 不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずには次のものが該当する。

ア 天然ゴムとは、ゴム樹から採取した乳状のゴム樹液（一般的にはラテックスという。水乳濁液）を精製したものであり、ラテックスを凝固して固体にしたものが生ゴムである。ラテックスは加硫剤を加え手袋や接着剤等に使用されている。

イ 合成ゴムとは、次によるものとする。

(ア) 天然ゴムの組成がイソプレンの重合体であることに着目し、イソプレンと構造が類似したブタジエンやクロロプレンを人工的に合成してできる重合分子化合物である。

(イ) 合成ゴムには次のようなものが該当する。

- (a) スチレンブタジエンゴム（SBR）
- (b) ニトリルブタジエンゴム（NBR）
- (c) ネオプレンゴム
- (d) ブチルゴム
- (e) ステレオラバー
- (f) ハイパロン
- (g) アクリルゴム
- (h) シリコンゴム（ケイ素ゴム）
- (i) フッ素ゴム
- (j) ウレタンゴム

ウ 再生ゴムとは、廃棄物ゴム製品を再び原料として使えるように加工したゴムで、自動車タイヤ再生ゴム、自動車チューブ再生ゴム、雑再生ゴム等がある。

(7) 不燃性又は難燃性ゴムにはケイ素ゴム又はフッ素ゴムがあり、加硫剤によって不燃性又は難燃性となる。

(8) ゴム製品とは、ゴムを主体とした製品で他の材料を伴う製品（ゴム長靴、ゴムタイヤ、ゴルフボール等）であって、ゴムが容積又は重量において 50 パーセント以上を占めるものが該当する。ただし、エボナイト（生ゴムに多量のイオウを加えて比較的長時間加硫して得られる固いゴム製品をいう。）は該当しないものとする。

ア フォームラバー（ラテックス配合液を泡立たせ、そのまま凝固させ加硫した柔軟な多孔性ゴムをいう。）はゴム類に該当する。

イ フォームラバーには、次のようなものが該当する。

- (ア) エバーソフト
- (イ) グリーンフォーム
- (ウ) ファンシーフォーム
- (エ) ラバーソフト
- (オ) アポロソフト
- (カ) ヤカIFORM
- (キ) マックスフォーム
- (ク) ハマフォーム

(9) ゴム半製品とは、原料ゴムとゴム製品との中間工程にあるすべての仕掛品をいう。

第2 品名の異なる指定可燃物が一体となった製品等

- 1 品名が異なる指定可燃物が一体となった製品（例：ビーチサンダル、ソファ等、布と合成樹脂が一体となった製品）は、いずれかの重量又は容積が 50 パーセント以上の品名に該当する。
- 2 品名に該当する物品と品名に該当しない物品からなる製品は、品名に該当する物品の重量又は容積が 50 パーセント以上ある場合は、指定可燃物に該当する。
- 3 建築廃材等で複数の物品が成形、固化されずに混在しているものについては、物品ごとに条列別表第2の品名に照らして、その数量以上となる物品を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所として規制する。

第3節 指定可燃物の規制区分及び数量算定の基準

指定可燃物の規制区分及び数量算定は次による。

第1 指定可燃物の規制区分

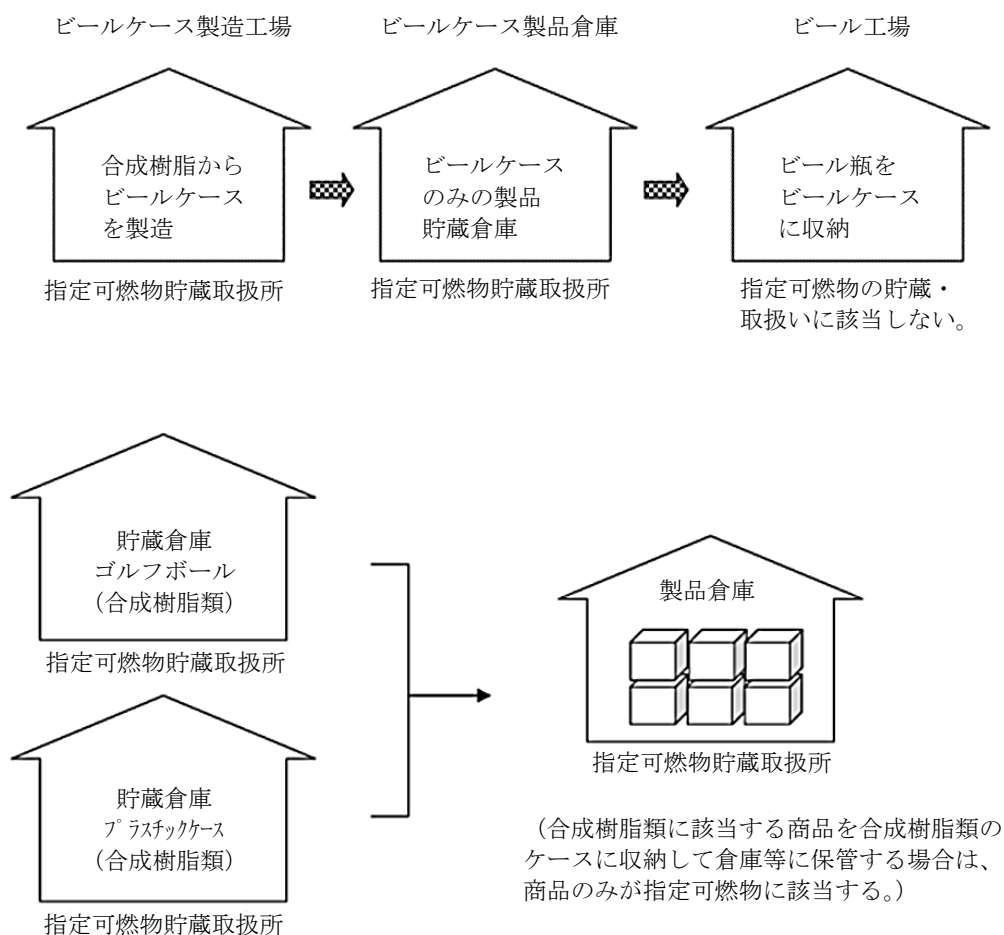
1 貯蔵又は取扱いに該当する場合

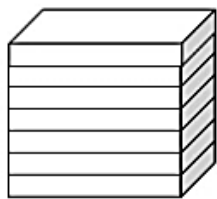
条例別表第2の数量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合、又は工場において貯蔵、加工する場合、並びに工事用資機材として貯蔵し、又は取り扱う場合等

- (1) 「貯蔵」とは、倉庫内に保管することや屋外に集積する等の行為をいう。
- (2) 「取扱い」とは、指定可燃物に係る製造、加工等をいう。

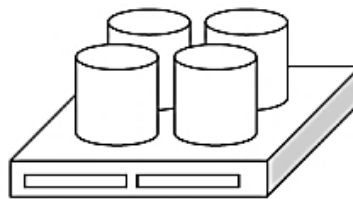
2 貯蔵又は取扱いに該当しない場合

- (1) 一定の場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ、椅子、学校の机、ホテルのベッド類等
- (2) 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの
- (3) 百貨店等において陳列、展示しているもの
- (4) 美術品、芸術品等として展示しているもの
- (5) 施工された時点の建築物等の断熱材や吸着剤、地盤の改良材、道路の舗装材等
- (6) ビールケース、ダンボール、パレット等を搬送用の道具等として使用する場合





パレット等の集積は、
指定可燃物に該当する。



道具として使用されているパレット等は、
指定可燃物に該当しない。

第2 貯蔵又は取扱いの同一場所の扱い

- 1 可燃性固体類及び可燃性液体類並びに少量危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の同一場所の扱いは、少量危険物の貯蔵及び取扱いの運用第3節に準ずる。
- 2 可燃性液体类等以外の指定可燃物（以下「綿花类等」という。）の同一場所の扱いは次によるものとする。
 - (1) 屋外の場合は、原則として敷地単位とする。ただし、火災予防上十分な距離が確保された場合は、この限りでない。
 - (2) 屋内の場合は、原則として建築物ごととする。ただし、綿花类等を貯蔵し、又は取り扱う室の壁、柱、床、及び天井（天井がない場合は、上階の床）が耐火構造であって、かつ、開口部には自動閉鎖の特定防火設備（上階との区画においては煙感知器連動によるものも可）が設けられている場合は、当該室ごととすることができる。

第3 同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物の数量の算定

- 1 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物の数量の算定については、下記例のとおり、条例別表第2の数量以上の品名のみを合算した数量とする。

（例）

糸類 2,000 キログラム（2倍）、可燃性固体類 30,000 キログラム（10倍）、綿花類 100 キログラム（0.5倍）を貯蔵し取り扱っている場合は、綿花類が条例別表第2の数量未満であるので、条例別表第2の数量以上の糸類 2,000 キログラム（2倍）、可燃性固体類 30,000 キログラム（10倍）を合算した、合計 12 倍の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うものとする。

品 名	貯蔵取扱量	条例別表第2の数量	備考
糸 類	2,000kg	1,000kg	条例別表第2に定められている量の2倍
可燃性固体類	30,000kg	3,000kg	条例別表第2に定められている量の10倍
綿花類	100kg	200kg	条例別表第2に定められている量未満なので非該当
			条例別表第2に定める量以上の物品を倍数ごとに合算し、12倍となる。

- 2 条例別表第2の同一品名欄に含まれる異なる物品を貯蔵し、又は取り扱う場合には、それぞれの品名を同一の品名として合算して計算する。ただし、合成樹脂類の発泡させたものとその他のものについては除く。

(例)

綿糸 + 毛紡毛糸 + 麻糸 + 化学繊維糸 → 糸類 2,000kg とする。

500kg 500kg 500kg 500kg

第4節 指定可燃物の貯蔵及び取扱いの基準

指定可燃物の貯蔵及び取扱いは次によるものとする。

第1 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準（条例第33条関係）

可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準は条例第33条に規定するもののほか、次によるものとする。

1 内装容器等への表示

条例第33条第1項第1号ロに規定する「内装容器等の表示」については、少量危険物の貯蔵及び取扱いの運用第7節第14によるものとする。

2 容器の積み重ね高さ

条例第33条第1項第2号に規定する「高さ」については、少量危険物の貯蔵及び取扱いの運用第7節第15によるものとする。

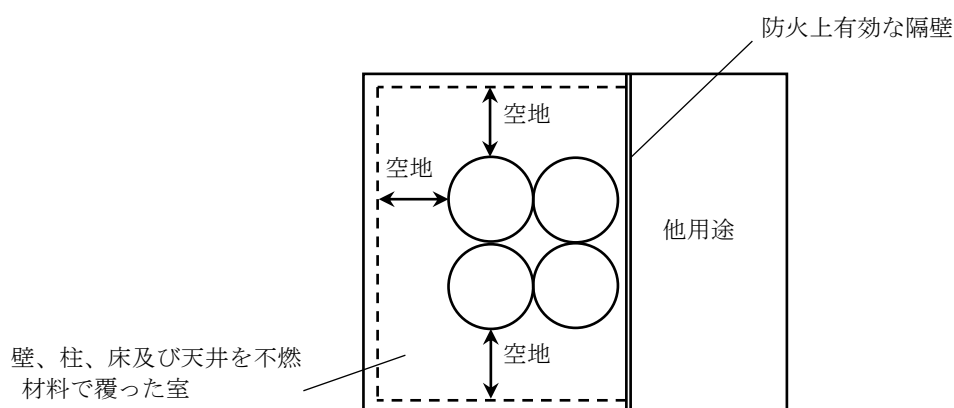
3 屋外で行う貯蔵・取扱いの基準

条例第33条第2項第1号中の「防火上有効な塀」とは、少量危険物の貯蔵及び取扱いの運用第8節第1によるものとする。

4 屋内で行う貯蔵・取扱いの基準

(1) 条例第33条第2項第2号中の「防火上有効な隔壁」とは、耐火構造又は防火構造で小屋裏に達するまで完全に区画されていることとする。

(2) 防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内で壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、次図に示すように、隔壁に面する部分を除きその周囲には条例第33条第2項第2号に規定する空地を保有すること。



5 標識及び掲示板

標識及び掲示板は条例第31条の2第2項第1号に準じて設けることとし、表示の基準については予防規則によること。

第2 綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準（条例第34条関係）

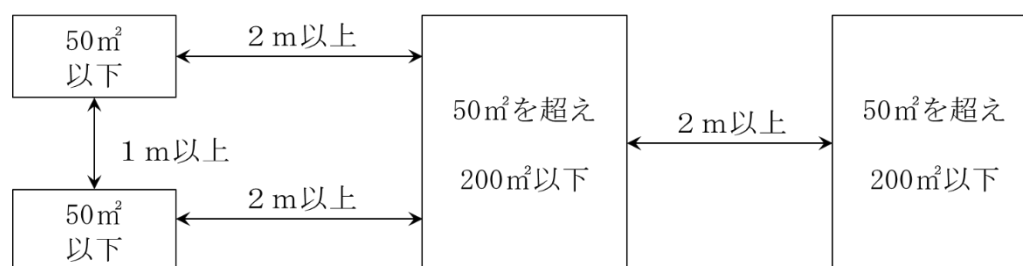
綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準は条例第34条に規定するもののほか、次によるものとする。

- 1 条例第34条第1項第3号中の「危険物と区分して」とは、火災予防上安全な距離（1メートル以上）を確保することをいう。また「地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置」とは、囲い、ロープ掛け等の措置をいう。
- 2 条例第34条第1項第5号中の「適切な水分管理を行う」とは、含水率10%以下のできる限り低い管理値が設定されてることをいう。
- 3 条例第34条第2項第1号に規定する「標識、掲示板」の表示の基準については予防規則によること。
- 4 集積方法等については次によるものとする。

- (1) 再生資源燃料のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）及び合成樹脂類以外の集積（条例第34条第2項第2号）

ア 条例第34条第2項第2号中の「散水設備等」とは、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備等をいう。

イ 集積単位面積によって相互間距離が異なる場合は、大なる距離により規制する。



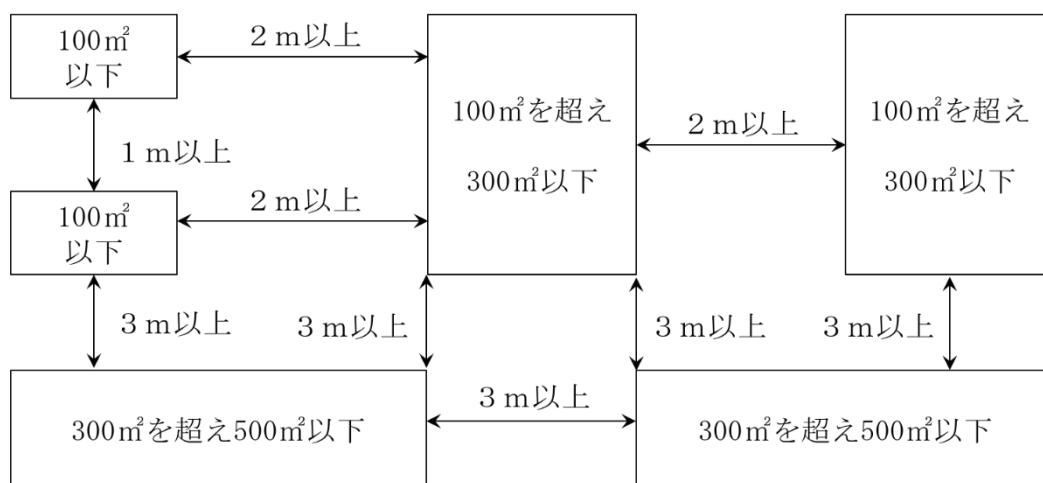
（集積例）

- (2) 合成樹脂類の集積（条例第34条第2項第3号）及び廃棄物固形化燃料等の集積（条例第34条第2項第4号）

ア 条例第34条第2項第3号イ中の「散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合」とは、不燃材料で区画するか、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備等を設けた場合をいう。

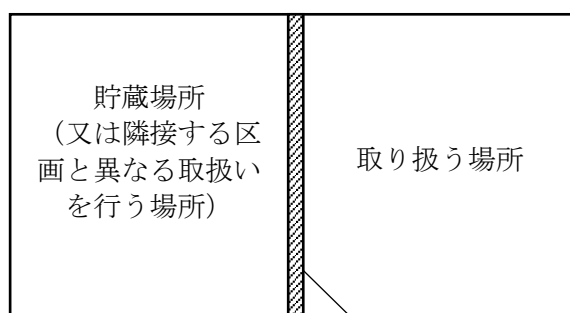
イ 条例第34条第2項第3号ロ及びハ中の「水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合」とは、水幕設備の他、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備又はこれらと同等の有効に散水できる装置を設けた場合をいう。

ウ 集積単位面積によって相互間距離が異なる場合は、大なる距離により規制する。



(集積例)

(3) 屋内において貯蔵する場所と取り扱う場所の区画（条例第 34 条第 2 項第 3 号ハ）



不燃性の材料で小屋裏まで区画
又は水幕設備の設置等

(区画例)

- 5 条例第 34 条第 2 項第 4 号イ中の「温度測定装置」とは、廃棄物固形化燃料等を取り扱う設備の種類、廃棄物固形化燃料等の貯蔵取扱形態、廃棄物固形化燃料等の物性及び測定温度範囲等を十分に考慮し、安全で、かつ、温度変化を正確に把握できるものであること。

第 3 危険要因の把握と必要な措置（条例第 34 条の 2 関係）

- 1 危険要因の把握にあたっては、一般に類似施設の事故、トラブル事例等を参考に対象施設の火災発生、拡大要因を整理すること。この場合、施設形態、貯蔵取扱形態が類型化され得るような施設にあつては、これまでの経験、知見に基づき、構成設備、取扱工程等ごとに想定事故形態と必要と考える対策とを箇条的に整理するような簡易な方法も考えられる。
- 2 条例第 34 条の 2 中の「当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置」とは、貯蔵及び取扱いに係る措置又は貯蔵し取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準のいずれか、又は組合せにより、当該事業所の実状に応じて講じること。また、条例第 47 条の届出の添付書

類において、次に掲げる事項を明確に定めること。

- (1) 貯蔵し、又は取り扱う物品の危険性に関すること。
- (2) 貯蔵又は取扱いに係る危険要因に関すること。
- (3) 前(1)、(2)の危険性又は危険要因を踏まえた災害予防対策に関すること。
- (4) 火災その他の異常発生時の措置に関すること。

附 則（平成 15 年 12 月 17 日）

- 1 この運用指針は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この運用指針の施行の際、現に存する少量危険物及び指定可燃物の貯蔵取扱施設については従前の例とすることができる。

附 則（平成 17 年 12 月 1 日）

一部改正に伴うこの運用指針は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 8 月 11 日）

一部改正に伴うこの運用指針は、平成 21 年 8 月 11 日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 30 日）

- 1 一部改正に伴うこの運用指針は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この運用指針の施行の際、現に存する少量危険物及び指定可燃物の貯蔵取扱施設については従前の例とすることができる。